

平成22年2月18日

各 位

会 社 名 キャンシステム株式会社
代表者の役職名 代表取締役社長 工藤嘉高
問 合 せ 先 総務部部長 八代誠
T E L 03-5397-3339

2010年2月17日の一部報道について

平成22年2月16日、衆議院予算委員会において当社の正常化が取り上げられたことにつきまして、これまでの有線音楽放送業界における経緯及び現在の正常化進捗状況についてご説明申し上げます。

(1) 有線音楽放送業界において、昭和40年頃から電柱の無断架設が社会問題として取り上げられてきたことは周知のとおりです。その社会問題の原因となった株式会社USEN（以下、「USEN社」といいます。）の前身である大阪有線放送社は、昭和36年6月の創業以来約40年もの間一貫して電柱使用料、道路占用料を支払わず、大半の地域で無届けのまま無断でケーブルを架設して、またたく間に全国に有線ケーブル網を作り上げました。大阪有線放送社は電柱の無断架設等により巨額の利益を挙げ続け、この資金を使って無料サービスや低料金といった営業方法により、全国各地に存在していた250社の有線音楽放送事業者のうち230社を次々と廃業に追い込み、買収して各地域の有線音楽放送市場を独占しました。

(2) 有線音楽放送業界の団体である社団法人全国有線音楽放送協会は、昭和40年代当初から、郵政省（現総務省）・建設省（現国土交通省）・警察・電柱所有者（NTT・電力各社）等の関係機関に対し、大阪有線放送社の不法な競争に曝されている協会会員各社の窮状を訴え、大阪有線放送社の取り締まりを陳情し続けました。昭和50年代後半になって、関係機関は、刑事告発・不法架設電線撤去仮処分・業務停止命令・宇野元忠社長の国会への参考人招致等の当時の状況で講じられるあらゆる手段で大阪有線放送社の取り締まりを行ったものの有効な措置をとることが出来ませんでした。

(3) 当社は昭和37年の創業以来、他の有線音楽放送事業者と同様、電柱使用料及び道路占用料を支払い、事業を続けていました。しかし、大阪有線放送社の法を一切無視した無断ケーブル架設に、ついには行政官庁・NTT・電力各社もさじを投げる始末となりました。さらに、大阪有線放送社が、昭和52年に本格的に東京へ進出し、新宿・渋谷・池

袋といった中心街はもちろん、近郊地域までくまなく無断でケーブルを張り巡らせたことにより、当社も他の事業者同様廃業の危機に瀕したため、やむなく昭和50年代後半から一部無断共架を余儀なくされました。

(4) 大阪有線放送社は、昭和56年と同60年の2度にわたり宇野元忠社長が逮捕され、また同59年には「有線ラジオ放送業務の運用の規制に関する法律」(有ラ法)違反を理由として業務停止命令を受けましたが、命令を無視してその後も従来と同様に電柱及び道路の無断かつ無償で使用して、電線の架設を継続して、営業を続けました。大阪有線放送社は、宇野元忠社長が昭和60年に有ラ法違反で2度目の逮捕をされ、昭和63年に有罪判決を受けたのを機に、初めて電柱及び道路の無断かつ無償使用を改めること(正常化)を表明したものの、その後12年間に亘り無断使用を継続しました。

(5) 当社はUSEN社の正常化の状況を見届けた上、平成13年より総務省・NTT・電力各社等と協議し、平成15年までに正常化に向けた基本合意書である「確認書」を取り交わし、平成18年3月を完了期限として当社の正常化は順調に進んでおりました。ところが、USEN社は、当社を潰して同社に統合することを企て、また当社の正常化を妨害することを目的の一つとして、当社を退職した元専務と共に株式会社日本ネットワークヴィジョン(以下、「NNV社」といいます。)を設立しました。USEN社は事業を支援するためNNV社に対し約40億円もの活動資金を提供し、平成15年7月以降、キャンシステムはUSEN社に潰される等と退職を勧誘し、元専務は在職中から当社従業員に対し退職を勧誘して、当社従業員総数の約3割にあたる496名を一斉に引き抜いて、NNV社に移籍させました。さらに、それら当社の元従業員らを使って、独占禁止法に違反する違法な差別対価により、当社顧客約10万件以上を奪取し、当社に甚大な損害を与えました。

(6) 上記の事件について、平成16年5月20日公正取引委員会はUSEN社及びNNV社に独占禁止法違反(私的独占)の疑いで立ち入り検査に入りました。その後、平成16年9月14日、公正取引委員会は、USEN社及びNNV社による一連の行為が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第2条第5項に規定する私的独占に該当し、同法第3条に違反するとして、同法第48条第2項の規定に基づき、両社に対し排除勧告を行ったところ、両社はこれを応諾した為、同委員会は、同年10月13日、同条第4項に基づき、両社に対し当該勧告と同趣旨の審決を下しました。

(7) 平成17年7月当社がUSEN社に対し提起した約113億円の損害賠償請求訴訟において、平成20年12月10日東京地裁は、これらの行為は当社に対する不法行為にあたるとの明確な判断を下して、USEN社に対し損害賠償金として20億5189万7081円を当社に対し支払うことを命じる判決を言い渡しました。この判決では、平成1

5年6月にUSEN社と元専務が会談した際、USEN社が作成したメモに、「キャンシシステムの内部混乱をチャンスととらえ、キャンシシステム顧客の獲得を中心に営業活動を強化し、USEN社顧客増を図る」、「キャンシシステム従業員を大量に引き抜く」、「キャンシシステムの正常化阻止」、「最終的にはキャンシシステムをUSEN社に統合する」旨の記載があることが認定されており、上記資料をみれば、USEN社が元専務を使って約500名の当社従業員を引抜き、当社の業務遂行を不能に陥らせ、その混乱に乗じて当社顧客を奪取することにより当社の事業を乗っ取ろうとしたこと及び当社の正常化を阻止しようとしたことは明らかです。

(8) この事件により当社は、多くの経験ある施設職従業員を失い、違法に大量の顧客を奪取されたことによる減収により正常化に大幅な遅れが生じましたが、電力各社及びNTTと協議を続け、その結果を総務省に報告しながら、平成26年3月を完了期限として正常化に向けた作業を粛々と継続しております。

以 上

2010年2月17日に開示いたしました「本日の一部報道について」を下記の通り一部修正・追加いたしております。

本文(5). 5行目 ～ 9行目

訂正前 「株式会社日本ネットワークヴィジョンを設立し、事業を支援するために約40億円もの活動資金を提供して、平成15年7月以降、当社従業員に対し、キャンシシステムはUSEN社に潰される等と告げて退職を勧誘し、当社従業員総数の約3割にあたる496名を一斉に引き抜いて、株式会社日本ネットワークヴィジョンに移籍させました。」

訂正後 「株式会社日本ネットワークヴィジョン(以下、「NNV社」といいます。)を設立しました。USEN社は事業を支援するためNNV社に対し約40億円もの活動資金を提供し、平成15年7月以降、キャンシシステムはUSEN社に潰される等と退職を勧誘し、元専務は在職中から当社従業員に対し退職を勧誘して、当社従業員総数の約3割にあたる496名を一斉に引き抜いて、NNV社に移籍させました。」

本文(6)及び(7)をそれぞれ(7)、(8)とし、(5)と(7)の間に新たに(6)を追加。